

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

御注意

「14」欄には、「13」欄がマイナスであるときは、「9」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「34」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「32」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

当期留保金額の計算		円		定額基準額		円	
留保所得金額 (別表四「44の②」+連結法人間配当等の 当期支払額-連結法人間配当等の 当期受取額)	1			2,000万円× $\frac{\quad}{12}$		15	
前期末配当等の額 (前期の(3))	2			所得金額総計 (別表四「35の①」)		16	
当期末配当等の額	3			受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「14」又は「29」から連結法人 間配当等の額に係る金額を除いた金額)		17	
法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外 書」-「11」-「44」)	4			外国子会社等から受ける剰余金 の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「13」+別表十七(三)の四「17の計」)		18	
住民税額の計算 住民税額の計算の基礎となる法人税額 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外 書」-「11」-「43」)-別表六(一)「23の 計」-別表六(七)「15」-別表六(十)「23」 -別表六(十一)「22」-別表六(十四) 「16」+「21」-別表六(十七)「24」-別表 六(十八)「22」-別表六(二十一)「21」)	5			受贈益の益金不算入額 (別表四「18」)		19	
住民税額 (5)×20.7%	6			法人税額の還付金等(過誤納及び 中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四「21」及び益金不算入附帯税 (利子税を除く。))の受取額)		20	
当期留保金額 (1)+(2)-(3)-(4)-(6)	7			新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(二)「42」)		21	
期末資本金の額又は出資金の額	8			対外船舶運航事業者の日本船舶による 収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(三)「19」)		22	
同上の25%相当額	9			対外船舶運航事業者の日本船舶による 収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(三)「20」又は「22」)		23	
期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)-(2)	10			沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「12」)		24	
期中増減 適格合併等により 増加した利益積立金額	11			収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(六)「18」+「33」+「38」+「43」+「48」)		25	
適格分割型分割等により 減少した利益積立金額	12			肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(七)「22」)		26	
期末利益積立金額 (10)+(11)-(12)	13			課税済留保金額の損金算入額 (別表十七(二)の二)「35」)		27	
積立金基準額 (9)-(13)	14			課税対象留保金額等の益金算入額 (別表十七(二)「40」+別表十七(三)「33の 内書」+別表十七(三)の二)「20」)		28	
				所得等の金額 (16)+(17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22) -(23)+(24)+(25)+(26)+(27)-(28)		29	
				所得基準額 (29)×40%		30	
				留保控除額 (14)、(15)又は(30)のいずれか多い金額)		31	
				課税留保金額 (7)-(31)		32	000
留保金額に対する税額の計算							
課税留保金額				税額			
年3,000万円相当額以下の金額 (32)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額)	33	円 000	(33)の10%相当額	37	円		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (32)-(33)又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$ -(33))のいずれ か少ない金額)	34	000	(34)の15%相当額	38			
年1億円相当額を超える金額 (32)-(33)-(34)	35	000	(35)の20%相当額	39			
計(32) (33)+(34)+(35)	36	000	計 (37)+(38)+(39)	40			